

望ましい教育環境整備計画の方針を策定

平成28年1月に「村上市立小・中学校望ましい教育環境整備検討委員会」から答申を受け、この答申内容を尊重した「村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針」を策定しました。

内容の一部(要約)を、お知らせします。

○望ましい教育環境の整備

学校での学習活動、文化活動、体育活動などにおいて集団の中で互いに切磋琢磨し、社会性をはぐくむことのできる環境が望ましいと考え、小・中学校の統合を計画的に進めます。

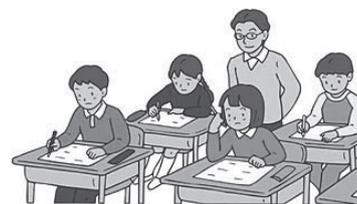
○統合の方針

- ・小学校 1学年1学級20人以上の通常学級6学級以上の規模を基準とします。
- ・中学校 1学年2学級の通常学級6学級以上の規模を基準とします。

※1学年2学級が実現できない場合は、1学級20人以上を基準とします

○具体的取り組み

- (1)平成28年度に複式学級がある学校および平成33年度に複式学級が見込まれる学校は、平成31年度を目途に統合を進めます。
- (2)神林地区の小・中学校については、合併前の旧神林村での答申を尊重し、平成31年度を目途に統合を進めます。
- (3)1学年1学級20人以上が実現できない小学校および、1学年2学級が実現できない中学校は、検討委員会を設置して、今後の在り方を検討します。

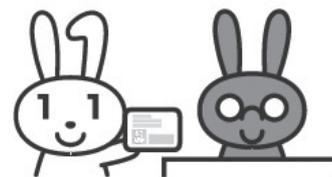


※「計画方針」の詳細については、市ホームページに掲載しています

●問い合わせ 学校教育課教育総務室 ☎72-6882

マイナンバーを利用する手続きでは **本人確認**を行います

マイナンバー法により、マイナンバーを利用する手続きの際は、なりすましの防止を目的として、番号確認と身元確認の2点の確認が必要となりました。
市役所にお越しの際は、本人確認ができる以下の書類をお持ちください。



①マイナンバーが確認できる書類

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・通知カード
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書

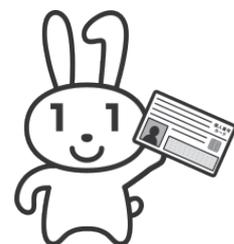


②身元確認ができる書類

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・運転免許証、旅券(パスポート)などの顔写真付きの公的な身分証明書
- ・上記を揃えることが不可能な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳などを2つ以上

※マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の2つの確認が1枚で行うことができるカードです(マイナンバーカードの交付を希望する人は交付申請が必要です。)

※本人の代わりに代理人が手続きをする場合は、上記のほか用意していただく書類がありますので、事前にお問い合わせください



●問い合わせ 市民課市民年金室 ☎53-2111(内線282)